

【デジャ・ビュ（既視感）】それま

に、かつて経験したことがあるよう
感ずること。（広辞苑より）

二〇二六年一月から、公共・民間発注者と受注企業、更には建設生産にかかるすべての企業、いわゆる「サプライチェーン（供給網）」全体で、現場作業に従事する技能者等の処遇改善に取り組むことで人口減少下のなかでも担い手確保を進める新たなルール「労務費に関する基準（標準労務費）」が本格的にスタートした。

新ハイバは二〇二四年六月に成立した第三次・扱い手三法をもとに規定。最終的には二〇二五年十二月、国土交通省が中央建設業審議会

「真」というある種の制約が外部から受けられることになるからだ。

事実上の制約がかかるることを受け入れた。

明治時代から続いた指名競争は、八札から一般競争入札への大転換と、バブル崩壊後の民間建設市場の大幅落ち込みを受け、「エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く提供」することを標榜した、建設産業政策大綱1995を皮切りに、「過剰供給構造、再編・淘汰は不可避」を謳った建設産業政策

先展のための方策2011』、『同2012』、『建設産業政策2011+10』と産業政策議論は続い

一九〇〇六年は、公共事業費削減で一九〇〇年の名目建設投資額六

外見は一緒でも
中身は二〇年で激変

し進めるもので、業界内外に衝撃を
与えた。

提言は、法令順守を柱に①複数
年工事の適正執行②事前協力③J
V運用——の三点の適正執行と制
度改善を求めた。この時提起したJ
V運用はいま、混合入札として一般
化した。

的に適正な労務費をそのまま技能者に行き渡らせるためには、労務費を削って競争の原資に回させないとが必要だったからだ。

様々なダンピング抑止には、様々な布石も必要だった。二〇二四年から遡ること五年前、二〇一九年に成り立した「新・扱い手三法」の改正建設業法によって、「著しく短い工期

だつた「重層下請け構造是正」にま

新ルール 国の関与がより鮮明
準に沿つて適正な労務費を発注者
そもそも、建設業法で労務費基

一兆円台からわずか五年で一〇兆円減少した年だった。結果的には、「しきたりからの決別宣言」と、「建設市場急減」はその後の「再編・淘汰は不可避」にまで言及した建設産業政策2007につながる。ただ、産業政策2007では将来の担い手不足への懸念も指摘したものの、人口が二〇〇八年をピークに減少に転じたこともあって、産業政策2007作成時点では担い手確保への本当の危機感は共有できなかつた。

建設業界を取り巻く環境が過去と同じように見えて、これまでの処方箋はもう使えない。業界・企業は意識を変えないと、新たな時代の新ルールには対応できない。

労働力——の二点。いまデフレから脱却し名目建設投資額はバブル期並みまで拡大しているが一方で、実質投資額は伸びていない。名目と実質の額の格差拡大のなか、中小企業向け公共工事発注件数は減少。労働力も、工期を間に合わせるため現場の最終取組みである「突貫」が担い手不足でほぼ不可能となつた。

こうして見ると建設業界では、市場拡大➡市場縮小➡ダンピング➡業界疲弊➡産業政策公表——というサイクルを繰り返しているようを見えるが、新ルール導入にいたつた近年とそれ以前とで、外見は同じサイクルに見えても中身は一八〇度異なっている。

違ひは大きく分けて①デフレ②

につながつた。

の部分に、国交省が適正労務費の具体値を相場観として作成・公表することは異例の対応と言える。発注者と元請け、元請けと下請け、下請けと下請け、いずれの契約も受注者が成果物の結果責任を負う代わりにそれ以外は受注者判断に委ねられる「請負契約」に「適正な労務

に支払うことを様々な担保策で国
土交通省が関与することは出来て
も、最終的に下請けから技能者に対
し賃金を支払う段階、いわゆる賃金
水準に国交省が関与することはで
きない。賃金水準は国が定めた最低
賃金水準を確保していれば、あとは
民・民、雇用企業と雇用者間で決め
るものだからだ。